

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第86号）（建設局土木管理部自転車政策課）

- 1 本市が道路の附属物として設置する自転車等の駐車のために供する駐車場（以下「自転車等駐車場」という。）の利用料金及び駐車料金の上限額を次のとおり改定することとしました。

区 分	単 位	利用料金及び駐車料金の上限額（1日1回につき）	
		改 正 前	改 正 後
自 転 車	1 日 1 回	円 150	円 200
原動機付自転車		250	300

- 2 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て、自転車等駐車場を無料で開放することができることとしました。

この条例は、平成23年5月1日から施行することとしました。

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 86 号

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

京都市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「及び第11条第1項」を「第11条第1項及び第12条」に改め、同条第2項第1号中「150円」を「200円」に改め、同項第2号中「250円」を「300円」に改める。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(無料開放)

第12条 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、日又は時間を限り、自転車等駐車場を無料で開放することができる。

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

(建設局土木管理部自転車政策課)